附属書　生産森林組合総代選挙規程例

（被選挙権者）

第１条　次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

１　未成年者

２　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

３　森林組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

４　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（選挙の期日）

第２条　総代の任期の満了による選挙は、総代の任期が終わる日の７日前までに行う。ただし、総代の任期の終わる日の60日以上前であってはならない。

②　第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から30日以内に行う。

（選挙区等）

第３条　総代の選挙は、選挙区ごとに行う。

②　選挙区の区分及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、別表のとおりとする。

③　組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する組合員は、その者が指定して組合に届け出た選挙区（当該届出がないときは組合が指定した選挙区）において投票権を有する。

（選挙の通知及び掲示）

第４条　組合長は、選挙の期日の10日前までに、総代の選挙を行うべき旨の通知状に投票開始の時刻、投票終了の時刻、投票所及び選挙区ごとの選挙する総代の数を記載し、これを組合員に送付するとともに、これらの事項を組合の掲示場に掲示しなければならない。

「備考」

(１)　投票につき連記制を採る組合にあっては、「及び選挙区ごとの選挙する総代の数」を「並びに選挙区ごとの選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数」に改めること。

(２)　第１項中「組合の掲示場に掲示」とあるのは「組合のウェブサイトに掲載」とするなど適宜記載すること（以下この規程において同じ。）。

（立候補の届出）

第５条　組合員でない者は、自ら総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。

②　総代に立候補しようとする者は、前条の規定による掲示のあった日から選挙期日の３日前までに、その旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

③　総代の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

④　この組合は、総代の候補者となった者の住所、氏名及び立候補又は被推薦の別を選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示しなければならない。

⑤　総代の候補者が立候補を辞退し、又は第３項の規定により総代の候補者を推薦した者が本人の承諾を得て推薦を取り消した場合は、立候補を辞退し、又は推薦を取り消した者は、直ちにその旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

⑥　第４項の規定による組合の掲示場への掲示のあった日以後において前項の規定による届出があった場合には、この組合は、直ちにその旨を組合の掲示場に掲示するものとする。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、本条を削ること。

（選挙管理者等）

第６条　組合長は、選挙ごとに、理事会の決議により本人の承諾を得て、組合員のうちから選挙管理者、投票管理者及び開票管理者各１人（投票管理者及び開票管理者にあっては、選挙区ごとに各１人）を指名する。

②　選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

③　総代の候補者は、選挙管理者、投票管理者又は開票管理者になることができない。

（選挙管理者の職務）

第７条　選挙管理者は、選挙に関する事務を担任し、開票管理者から第９条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

（投票管理者の職務）

第８条　投票管理者は、投票に関する事務を担任し、投票録を作成して投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

②　投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

（開票管理者の職務）

第９条　開票管理者は、開票に関する事務を担任し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作成して開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

②　第６条第２項の規定により選挙管理者が開票管理者を兼ねた場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

（選挙録等の保存）

第10条　選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて当該選挙に係る総代の在任期間中、この組合において保存しなければならない。

（選挙立会人等）

第11条　組合長は、選挙ごとに、理事会の同意を得て、組合員のうちから選挙立会人、投票立会人及び開票立会人各３人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごとに各３人）を指名する。この場合には、選挙期日の３日前までに本人に通知し、その承諾を得なければならない。

②　選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

③　総代の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

④　選挙立会人、投票立会人又は開票立会人が各３人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごとに各３人）に達しないとき、又は達しなくなったときは、組合長は、組合員のうちから選挙立会人、投票立会人又は開票立会人を各３人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごとに各３人）に達するまで指名し、直ちにこれを本人に通知して、選挙に立ち会わせなければならない。

（選挙の方法）

第12条　投票は、無記名投票によって行う。

②　投票は、組合員１人につき１票とし、組合員自ら投票しなければならない。

（投票所）

第13条　投票所は、選挙区ごとに投票管理者の指定する場所に設ける。

（投票）

第14条　投票管理者は、投票しようとする選挙人が本人であるか否かを、組合員名簿の記載その他によって確認しなければならない。

②　投票用紙は、選挙の当日投票所において、組合員に交付する。

③　選挙人は、自ら前項の投票用紙に候補者の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

④　投票用紙に記載する選挙すべき総代の数は、１人とする。

⑤　投票開始の時刻は午前７時とし、投票終了の時刻は午後５時とする。

「備考」

(１) 立候補制を採らない組合にあっては、第３項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。

(２) 投票につき連記制を採る組合にあっては、第４項を次のように規定すること。

④　投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、選挙区ごとにそれぞれ当該選挙において選挙する総代の数の〇分の１とし、端数は切り捨てるものとする。ただし、選挙する総代の数が１人のときは、１人とする。

（投票の拒否）

第15条　投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定する。

（開票）

第16条　開票所は、選挙区ごとに開票管理者の指定する場所に設ける。

②　開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

（無効投票）

第17条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。

１　所定の用紙を使用しないもの

２　候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）

３　候補者の何人であるか確認することが困難な氏名を記載したもの

４　候補者でない者の氏名を記載したもの

５　候補者の氏名を自書しないもの

６　第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に総代となっている者の氏名を記載したもの

７　１票中に２人以上の候補者の氏名を記載したもの

「備考」

(１) 立候補制を採らない組合にあっては、「候補者」を「被選挙人」に、「候補者でない者」を「被選挙権のないもの」に改めること。

(２) 投票につき連記制を採る組合にあっては、本条を次のように規定すること。

（無効投票）

第17条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。

１　所定の用紙を使用しないもの

２　候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）

３　１票中に第14条第４項の規定による投票用紙に記載すべき候補者の数を超える数の氏名を記載したもの

②　次の各号に掲げる記載は、無効とする。

１　候補者の何人であるか確認することが困難な氏名

２　候補者でない者の氏名

３　自書していない候補者の氏名

４　第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に総代となっている者の氏名

（当選者の決定）

第18条　選挙区ごとに、有効投票の多数を得た者をもって当選者とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票を除して得た数の４分の１以上の得票数がなければならない。

②　当選者を定めるに当たり、得票数が同一のものについては、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで決める。

③　第５条の規定による届出のあった総代の候補者の数がその選挙区における選挙において選出すべき総代の数を超えないとき又は超えなくなったときは、当該選挙区においては投票を行わない。

④　前項の場合には、選挙管理者は、直ちにその旨を組合の掲示場に掲示しなければならない。

⑤　前項の規定による掲示があったときは、第５条の規定による届出のあった総代の候補者をもって当選者とする。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、第３項から第５項までを削ること。

（当選の通知等）

第19条　当選者が決定したときは、選挙管理者は、直ちに当選者に当選の旨を通知し、同時に当選者の住所及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。

②　前項の通知を発した日から５日以内に当選を辞する旨の届出がないときは、当選者は、就任を承諾したものとみなす。

（当選者の繰上補充）

第20条　当選者が当選を辞したとき、被選挙権がなくなったとき又は死亡したときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって当選者を定めなければならない。

②　前項の規定により当選者が定まった場合には、前条の規定を準用する。

（就任）

第21条　選挙管理者は、第19条第２項（前条第２項及び第22条第２項において準用する場合を含む。）の期間の満了の日の翌日当選者の住所及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。

②　当選者は、前項の規定による掲示のあった時に、総代に就任するものとする。

③　当選者は、前項の規定にかかわらず、現任総代の任期の満了後における次条の規定による当選及び第25条の規定による補欠選挙の場合を除き、第１項の規定による掲示の日が現任総代の任期の満了の日以前であるときは、その任期の満了の日の翌日に就任するものとする。

（当選取消しの場合の当選人の繰上補充）

第22条　法第115条の規定により当選の取消しがあったときは、組合長は直ちに第18条の例により当選者を定めなければならない。

②　前項の規定により当選者が定まった場合には、第19条から前条までの規定を準用する。

（再選挙）

第23条　第18条から第20条までの規定による当選者がないとき、選挙すべき総代の数に足る当選者を得ることができないとき、法第115条の規定による選挙の取消しがあったとき、又は同条の規定による当選の取消しがあった場合であって前条の規定により当選者を定めることができないときは、選挙区ごとに、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

（欠員の場合の繰上補充）

第24条　選挙後６月以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第１項ただし書の得票数を有する者で、当選者とならなかったものがあるときは、組合長は第18条の例により、その者のうちから当選者を定めなければならない。

②　前項の場合には、第19条から第21条までの規定を準用する。

（補欠選挙）

第25条　選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選者を定めることができる場合を除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の総代の定数の３分の１未満であるとき、又は総代に欠員が生じた時が総代の任期の満了前４月以内であるときは、補欠選挙を行わないことができる。

別　　表

第１区　大字　〇〇　　〇人

第２区　大字　〇〇　　〇人

第３区　大字　〇〇　　〇人